

## 会 議 録

□全部記録 ■要点記録

<b>1 会議名</b>	令和3年度第2回姫路市地域ケア推進協議会
<b>2 開催日時</b>	令和4年2月14日（月曜日） 14時00分～15時30分
<b>3 開催場所</b>	姫路市防災センター5階 災害対策本部会議室
<b>4 出席者又は欠席者名</b>	地域ケア推進協議会委員：9名 ※1名欠席 事務局：地域包括支援課
<b>5 傍聴の可否及び傍聴人数</b>	傍聴可：傍聴1名
<b>6 議題又は案件及び結論等</b>	<p>1 地域密着型サービス運営委員会</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>ア 地域密着型サービス事業所の整備状況について</p> <p>2 地域包括支援センター運営協議会</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>ア 白鷺・琴陵地域包括支援センターの移転について</p> <p>イ 今後の地域ケア推進協議会について</p> <p>ウ 介護予防マネジメントの推進について</p> <p>(2) 協議事項</p> <p>ア 地域包括支援センターの基本職員等が要介護認定調査を受託することについて</p> <p>イ 地域包括支援センターの運営状況について</p> <p>ウ 地域包括支援センター運営法人の公募について</p>
<b>7 会議の全部内容又は進行記録</b>	詳細については別紙参照

1 地域密着型サービス運営委員会

(1) 報告事項

ア 地域密着型サービス事業所の整備状況について 【資料1】

〈質疑・応答〉なし

2 地域包括支援センター運営協議会

(1) 報告事項

ア 白鷺・琴陵地域包括支援センターの移転について 【資料2】

〈質疑・応答〉なし

イ 今後の地域ケア推進協議会について 【資料3】

〈質疑・応答〉なし

ウ 介護予防マネジメントの推進について 【資料4】

〈質疑・応答〉

**A委員**

各委員、資料を読み込んで参加している。差替え資料がある場合、初めに変更箇所を示してほしい。

**事務局**

ご意見ありがとうございます。プロジェクトチームでの協議を受け、変更を行った。

**A委員**

「頸部骨折と膝の手術を受け、元の生活に戻る可能性がある人」と表現され、対象が限定されている。変更を行った理由は何か。

**事務局**

実績報告方法についてはプロジェクトチームで協議を行っており、効率的・効果的な介護予防ケアマネジメントを地域包括支援センターで推進するプロジェクト目的の達成に向け、表現を変更した。

会長

実績報告者と事務局の間に齟齬がないように表現を変えた、との事務局の意見である。

A委員

地域包括支援センターへの業務負担は考慮されているのか。ノルマとなるプラン件数はあるのか。

事務局

地域包括支援センターが担当する地域特性により、高齢者人口や介護保険の認定割合が異なる。プラン件数のノルマを決めるのではなく、地域包括支援センターが「2(1)ガイドラインに沿った介護予防ケアマネジメントを実施すべき事例」にあたるような人に対し、自立支援に向けた取り組みを行うことで、要支援から要介護に移行させない取り組みを実践する。地域包括支援センターの本来の業務であるため業務負担は増えない。今後、地域包括支援センターへの説明会や意見交換も予定している。

会長

地域包括支援センターの業務負担については、事務局の方で受けとめ、今後進めてほしい。

B委員

「2(1)ガイドラインに沿った介護予防ケアマネジメントを実施すべき事例」の、「可能性がある人」、「維持が見込める人」とは、どう判断するのか。

事務局

例として、福祉用具を使うことで、買い物に行くという生活行為の継続ができるような人を想定。

B委員

複雑な課題を持つ人の場合、どのように扱われるのか。

事務局

今回のガイドラインでは、生活行為の継続や改善を目指す。「2(1)ガイドラインに沿った介護予防ケアマネジメントを実施すべき事例」に挙げるものは、介護予防ケアマネジメントを行う上で、ガイドラインを活用することで整理されやすいと考えている。なので、難病等の複雑な課題がある場合は、ガイドラインを活用するのではなく、従来通りの介護予防ケアマネジメントで対応する。

プロジェクトチームでは、ある程度、決まった形で業務ができるように方針を示した方が、今後も増加が見込まれる高齢者を支えていけるのではと考えている。

**B委員**

分かりました。

**会長**

介護予防ケアマネジメントを行う者が、書き方や報告方法を十分に理解していれば、利用者に不利益は生じないと考えられる。多くの業務がある中、業務整理や効率化に向かって事務局としてマネジメントを行った結果の方針である。少しずつ改善につながってほしい。

**C委員**

「2(1)ガイドラインに沿った介護予防ケアマネジメントを実施すべき事例」の表現が混乱を招かないか懸念がある。利用者利益のための見直しであることは前提としてあるが、地域包括支援センターの業務の効率化につながるものとは読み取りにくい。なので、各委員がまた違う煩雑さを生まないか懸念されたのではないか。実際、地域包括支援センター職員の立場では、行政からの業務指示が、業務の効率化につながるような指示であるとは思いがたい。取り違えが起きないように、見直しの目的や効果を具体的に示し、事務局の配慮が伝わるようにしてほしい。

**事務局**

ありがとうございます。ご意見として承ります。

**会長**

プロジェクトチームには地域包括支援センターの代表者を交えているという話でしたか。

**事務局**

はい。実績報告の事務は大幅に削減できる形で、準備している。ただ、新しい取り組みのため、報告会の開催や、引き続き年度当初にガイドラインの使い方の研修を予定しており、地域包括支援センターの理解を得られるよう進めたい。

**会長**

C委員、今の回答でよろしいか。

**C委員**

この報告については、地域包括支援センターへの説明状況などの報告があれば、各委員の懸念も解消されるのではないか。

(2) 協議事項

ア 地域包括支援センターの基本職員等が要介護認定調査を受託することについて 【資料5】  
〈質疑・応答〉

**会長**

前回保留となり、今回再協議となった事項である。概ねの対象となる認定調査数はどのくらいか。

**事務局**

管理者を除く地域包括支援センターの基本職員のケアプラン取り扱い件数は、1人あたり15件としている。単純に12か月で割ったとしても、月1件あるかないかと考えている。

**D委員**

(3)指摘事項のイについて、強制的に行われるものでもないということで、受託するかしないかは申出できるということであるが、受託しないと申し出た地域包括支援センターに対し、例えば1年置きに打診があるのか、それとも一回きりなのか、意向確認の基準はあるのか。

**事務局**

特に基準はない。その時点での状況により、その都度になる可能性はあるが、打診はしていきたいと考えている。ただ、地域包括支援センターの都合もあるため、受託を強制しないということで進めていきたい。

**D委員**

まだ実施されていないので、今後データを取らないとわからない部分もあるが、今の事務局の回答で了解したい。

**E委員**

居宅介護支援事業所では、受託可能な件数について、毎月、介護保険課より連絡があるため、事業

所の状況により受託件数を増減しているが、地域包括支援センターでもそのようなイメージか。

**事務局**

そのようなイメージであるが、具体的な相談方法については今後検討予定である。

**E委員**

現状では居宅介護支援事業所が実情に合わせて毎月調整をしている。そのイメージで、法人への相談ではなく、現場の地域包括支援センターへ直接相談をするのであれば、負荷の調整は現場で行えるのではないかと考えた。

**会長**

前回、現場の職員への負担が過大になるのではないかとこの意見で議論が展開され、協議を保留にした。追加の意見をお願いしたい。

**事務局**

更新時の認定調査を委託するが、更新の場合は 60 日前に通知が届き、更新時期の把握ができる。他業務との調整、コントロールは地域包括支援センターで可能だと考えている。

**会長**

地域包括支援センター職員にとって利益があり、また、日頃から信頼関係が築けている地域包括支援センター職員に、公正な内容で認定調査を実施される点では利用者にとって利益である。

**会長**

業務命令として受け取られないか気がかりな部分もあったが、懸念する必要はないと捉えてよいか。

**事務局**

事務局としても、ケアプラン作成者は対象者の状況をよく把握をしている前提があり、認定調査の委託を受けることにより、対象者についてより理解を深められ、地域包括支援センター職員の利益につながる。業務多忙はあるが、更新時に限った委託であり、前もって更新時期は予想できる。受託の可否は問わない前提で行っていききたい。

**E委員**

地域包括支援センター職員が担当する利用者全件について、それぞれ認定調査を受託するかどうか、地域包括支援センターへ意向確認を行うのか。

事務局

そういうふうを考えてもらいたい。

会長

新しい取り組みなので、経過も見ていかないといけない。基本職員は基本的にプロフェッショナルであり、今後エキスパートになっていく。地域包括支援センター職員が活用できる一つの仕組み、仕掛けとして事務局は考えていると捉えて良いか。

事務局

はい。

F委員

認定調査員が不足している現状を受けての提案だと考えるが、将来的に基本職員の 15 件の上限がなくならないよう配慮はお願いしたい。

事務局

基本職員は職種に関連した業務を受け持った上で、ケアプラン作成を実施している。業務内容や今後の経過を考慮していきたい。

C委員

地域包括支援センターが周知され多くの相談が寄せられる状況で、そもそも基本職員がケアプランを 15 件担当する現状について、妥当かどうか議論がなされていないところもある。今後、議論がなされる予定はあるのか。地域包括支援センターに近い立場としては、今後、15 件より減ってきてもよいのではないかと思うところもある。今回の提案と関連する事項として投げかけたい。

事務局

例えば地域包括支援センターの専門職員のケアプラン担当件数の全国調査があり、H26 の結果では全国平均 1 人当たりのケアプラン担当件数は 21.6 件である。全国平均と姫路市の水準をどう捉えるかであるが、一方ではケアプランを担当することで地域包括支援センターの収入源にもなり、バランス

を取っていくことが必要。今後、本協議会での協議をお願いする際は協力を依頼したい。

#### G委員

今回の提案を実施することで、事務局としては、今後の実情がどのように変化すると考えているか。

#### 事務局

メリットを考えたときに、利用者の状況が把握できることで、ケアプラン作成の参考にもなっていると考える。認定調査時には、体の状況や生活の状況等、細かく対象者の確認を行うため、把握した内容をケアプランへ反映することが可能であり、利用者にとってのメリットにもつながると考える。

#### 会長

想定しているメリットは明確であるが一方で課題もある。行政が仕組みを変化させるときは多くの人が影響を受けるため、法人や現場職員への説明等のフォローを十分に検討してほしい。

この協議事項について、承認いただいたとしてよろしいか。

〈協議結果〉

異議なし

イ 地域包括支援センターの運営状況について

〈質疑・応答〉

#### H委員

P.19に「収支がマイナスの地域包括支援センターがあるが、辞退したい旨の申出はない。」とあり、赤字であるP.9の8法人を指していると判断するが、地域包括支援センター自体が赤字でも、受託している法人として収入を補いながら運営できていれば良いと判断するのか。昨年、受託を辞退した法人があり、気がかりなため伺いたい。

#### 事務局

地域包括支援センターの運営上、収支にマイナスが発生した場合、H委員の意見のとおり、法人にマイナス分を担っていただいている。

地域包括支援センターは5年に1度、公募にて受託法人を決定している。その際、法人全体の収支も見て、地域包括支援センターの受託期間である5年間の運営を継続できるのか、判断している。



また、例えば P.8 の令和 2 年度の地域包括支援センター運營業務委託料に関して、社会福祉士等、認知症担当は 1 人 470 万であるが、令和 3 年度は 1 人 500 万に増額している。事務局としても、収支の差や経営状況を考慮し、安定的な運営ができるよう取り組んでいきたい。

#### C 委員

地域包括支援センターの受託者として収支について回答したことがあるが、非常に大まかな資料で、法人により計上する項目が異なり、法人間の記入方法が統一されていない印象を受けた。事業ごとの確に収支整理をしている法人もあれば、大まかに案分し計上する法人もある。法人が報告する以上はこの数字が事実であるが、正確性は担保されているのか、この数字では比較できないのではないかというのが個人的な意見であり、法人の計上次第で、黒字にも赤字にもなり得る。なので、公平公正に判断できる指標を作るか、今、発言したような背景があり実はバランスが悪いものであることを伝えた上での協議を行うかが必要だと感じた

#### 事務局

今回協議いただくにあたり他市の報告方法を確認したが、このような提示方法で行っている他市も存在している。これは不安を与えるものでない。人員や収支がマイナスであっても、法人内で補い合う等で努力している。今後、毎年度報告し、次年度の委託契約の可否について協議を依頼する方向であるが、繰り返し報告していくことで、C 委員が発言されたような指標や地域包括支援センターの見方につながっていくと考える。市民サービス向上の視点で、市民へ安心、安全を提供できるような体制づくりを行っていきたい。

#### 会長

今回提示された資料では、地域包括支援センター名は匿名で標記されている。優劣を判断するものではない。これは市の方が受託法人へ求めた資料で、地域包括支援センターが公のものとして業務しているか等、全体像を見ていく作業を市の責任で行い、地域包括支援センターへの指導や将来の在り方の検討につながっていくと受け止めて良いか。

#### 事務局

はい。

#### 会長

引き続き委託契約を行うことについて、協議事項として議事を諮っていきたい。地域包括支援セン

ターの運営に関わる委員からは意見として頂戴するが、採択はそれ以外の委員で執り行いたい。

A委員

地域包括支援センターの名前が匿名では、実情を共有できないのではないかと。今までの資料はすべて地域包括支援センター名が提示されていた。これも提示すべきだと思うが、いかがか。

事務局

収支状況は受託法人の事業者情報になるため匿名で提示している。ご意見のとおり、提示していく方法としては、本協議会で議論いただき、結果として提示が必要となれば、実名を提示した非公開の協議会として実施する方法もある。

会長

この資料は公開されるのか。

事務局

公開する。

会長

公開時、地域包括支援センター名は提示されるのか。

事務局

現在の資料のまま匿名で公開する。

会長

例えば、協議会にて地域包括支援センター名が提示された資料を机上配布し、協議会終了後、資料回収を行い実施する方法もある。事務局としても、今後の方向性を考えながら検討したいという意見であるため、本日の協議としては、地域包括支援センター名は非公開での議決でよろしいか。

A委員

はい。

会長

C委員とF委員は当事者であるため、議決は2名の委員を除き行いたい。

今回、事務局が協議会の在り方や協議会の目的に合わせた会議の進行、資料の提示方法について、少し改善案を持ちたいという方向の中での協議である。協議事項にご理解いただいたとしてよろしいでしょうか。

〈協議結果〉

異議なし。

会長

委員より、資料に関して懸念される意見も聞かれている。資料では地域包括支援センター名は匿名になっているが、取り扱いについては注意してほしい。

事務局

資料回収までは不要としたい。

ウ 地域包括支援センター運営法人の公募について

〈質疑・応答〉なし

〈協議結果〉

異議なし。

会長

本日の議事は終了。以降の進行は事務局にお返しする。

〈閉会〉

これにて閉会する。